



再資源化事業等の高度化に係る認定制度の検討 について



再資源化事業によって得られた再生部品等が焼却されることなく、製品等の部品や原材料等に利用されることを前提として、

＜全体的な論点＞

- ・事業計画の目標年度【認定後のフォローアップ・評価方法】【今後、需要を作っていくといった場合の考え方】

＜廃棄物処理施設の新設等時に関する論点＞

- ・生活環境の保全に係る認定基準の考え方（廃棄物処理法の許可の基準との整合性等）
- ・周辺環境との調和など立地に関する基準の考え方

＜資源循環効果に関する論点＞

- ・用いる循環に係る評価の指標、その算出方法（再資源化率、天然資源代替量など）【事業者自ら評価可能な指標】【SAFなどは天然資源代替量で評価するなどケースに応じた指標】
- ・評価の際の比較対象（一般的な処理方法とするか認定前の状態とするかなど）
- ・事業により生じる残渣の処理の扱いについて（廃棄物の法令的取り扱い、認定審査時の要件）
- ・再生資源・再生部品が国外への輸出を前提とするものであった場合の考え方【国内資源循環を回すといった観点】【国内外に製造工場を持つ場合等も考慮したサイクルの全体の評価】【国外に持ち出す場合に必要となるエネルギー消費を評価できる認定基準の設定】
- ・その他の資源循環に関する貢献として評価する考え方【処理業者によってはこれまでの取組状況】

＜温室効果ガス排出量の削減効果に関する論点＞

- ・ 用いるべき評価指標、その算出方法（廃棄物あたりの排出量、再生部品等あたりの排出量など）
- ・ 評価の際の比較対象（一般的な処理方法との比較、認定前の従前事業との比較など）
- ・ 評価すべき範囲【事業単位でのエネルギー効率だけでなく、社会全体への影響を考慮した評価】

例えば、

- ✓ 従前の処理方法で焼却＋発電をしていた場合において、本事業で再生材の供給されることにより、別途、発電のために化石燃料等が使用されることが見込まれる点をどう評価するか
- ✓ 国外での削減分の評価をどのように扱うか 等
- ・ それぞれの類型におけるGHG削減効果の評価基準

＜その他＞

- ・ 地方創生に貢献する観点から、地域の経済・社会の持続的発展に資する取組であることを認定の要件とするか
- ・ 【消費者が参画しやすい制度設計として、例えば認定事業者やリサイクル素材使用製品への魅力的なサイン化（マーク付与等）についての検討】

再資源化事業等の高度化に係る認定基準（類型①）



類型① 高度再資源化事業

<類型①の認定基準（省令）に関する論点>

- ・ 需要に応じた資源循環については、製品に使用される再資源化を広域的なエリアで実施し、製造事業者等が行う製品製造工程に供給することを想定していることから、以下のような性状の変化の大きい廃棄物を扱う取組や主として燃料利用や土壌改良等の非循環型の製品の製造はどう扱うべきか。【一部の廃棄物を除外することの必要性】【生ゴミとか、し尿など腐敗性の高い廃棄物について全国規模の広域処理することは困難】【食品ロス削減推進の観点】
 - ✓ 通常的环境下で容易に腐敗する等その性状が変化することで生活環境保全上支障が生じるのみならず製品製造工程に供給することが難しいもの（例 生ごみ、し尿等の有機性廃棄物）
 - ✓ 主として燃料や肥料・土壌改良材等として製品として循環することが見込めないもの
- ・ 製造事業者等との連携をどのように確認・担保するか（再生部品・再生資源の提供、利用割合等）
- ・ トレーサビリティを確保するための方策
- ・ 収集・運搬における効率化や施設の集約化をどう評価するか
- ・ 【生活者・消費者の手元にあるもの（例：洋服・スマホ・PC）の回収】

再資源化事業等の高度化に係る認定基準（類型②・類型③）



類型② 高度分離・回収事業

<類型②の対象となる廃棄物・認定基準（省令）に関する論点>

- ・ 省令で定める廃棄物の品目の選定に当たっての考え方をどうするか
例えば、
 - ✓ 今後の廃棄物の発生量の動向、再資源化の困難性、技術の社会実装の状況（実証段階・実装済み）、国策として再資源化・再製品化を進めていくもの
- ・ 廃棄物の品目に応じた再資源化率の考え方など個別の技術的な基準をどのように設定するか
- ・ 分離されたものの活用方法は、製品製造工程に供給されるものが大半であることなど、製品に原材料として活用されるものをどのように評価するか

類型③ 再資源化工程の高度化

<類型③の認定基準（省令）に関する論点>

- ・ 工程の効率化以外で温室効果ガス削減の取組として評価する点はあるか
- ・ 資源循環の効果はどのように評価するか
- ・ 設備更新の前後での環境負荷の軽減の可能性の観点から、規模や処理能力、対象品目等の限定を設ける必要はないか
- ・ 地域における申請者の既存の取組への評価（例 処理業者の場合は優良産廃処理業者認定等）を考慮すべきではないか

再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループ設置について

＜再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループ設置について＞

1. 静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会（以下「小委員会」という。）に、再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。
2. WGは、再資源化事業等の高度化に関する認定基準における資源循環効果及び温室効果ガス排出量の削減効果に関する考え方について審議する。
3. WGの検討状況については、小委員会に報告する。
4. WGは、原則として公開するものとする。ただし公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長はWGを非公開とすることができる。

再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループ委員構成案（五十音順・敬称略）

氏 名	御 所 属
伊坪 徳宏	早稲田大学理工学術院創造理工学部環境資源工学科 教授
菊池 康紀	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
所 千晴	早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授
中谷 隼	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 准教授
橋本 征二	立命館大学理工学部環境都市工学科 教授
村上 進亮	東京大学大学院工学系研究科 教授